

# 令和5年度糸魚川市社会福祉施設 物価高騰対策事業補助金

目 的	社会福祉施設における施設光熱費及び訪問送迎車両燃料費の一部を補助することで、介護・障害サービスの安定的な提供を図る。
対 象 経 費	<p>令和5年4月1日から令和5年12月31日までの間に支出した以下の経費</p> <p>(1) 施設光熱費 施設の冷暖房や照明、その他設備機器等にかかる電気、ガス、灯油代等</p> <p>(2) 車両燃料費 利用者宅への訪問及び送迎に用いる車両のガソリン、軽油代等の燃料費</p>
対 象 者	<p>市内で介護・障害サービス事業所を運営する法人 (ただし、令和5年度糸魚川市医療機関物価高騰対策事業の対象である病院、みなし指定により居宅療養管理指導を行う診療所及び薬局を除きます)</p>
補 助 額	<p>対象経費(1)・(2)について、任意の一月の光熱費・燃料費が令和3年同月における額を上回る場合、<math>(\text{増加額} \times 9) \times 1/2</math> (所要額)</p> <p>※補助金交付要領別表1の基準単価を上限とします</p> <p>※補助額が対象経費(9ヶ月分の実支出額)を上回る場合は、対象経費の額を補助額とします。</p> <p>※令和5年4月1日以降に開設した事業所は、計算方法が異なりますので要領をご確認ください。</p> <p><b>【例】通所介護(通常規模型) 基準単価 180,000 円の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R5.7月支払分の電気代が R3.7月分に比べ 10,000 円増加</li> <li>・ R5.9月支払分のガス代が R3.9月分に比べ 15,000 円増加</li> <li>・ R5.4月支払分の燃料代が R3.4月分に比べ 5,000 円増加</li> </ul> <p style="text-align: center;">増加した額 <math>30,000 \times 9 \times 1/2 = \boxed{135,000 \text{ 円}}</math> ※補助額</p>
申 請 期 限 等	<p>申請期限：<u>令和6年2月29日(木)</u></p> <p>申請書類：様式その1～その3、対象経費の支出を明らかにする書類</p> <p>提出先：糸魚川市福祉事務所介護保険係・福祉サービス係</p>
そ の 他	同一の建物及び車両で複数のサービスを提供している場合等の取扱いについては、要領別表1の欄外注記事項を参照ください。

## 【問合せ先】

〒941-8501 糸魚川市一の宮1丁目2番5号 糸魚川市福祉事務所  
 (介護サービス事業所) 次 長 渡辺 (内線 2170)  
 (障害サービス事業所) 福祉サービス係 仲谷 (内線 2172)  
 電話:552-1511 FAX:552-8250  
 E-mail:fukushi@city.itoigawa.lg.jp